

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日)

目次

- ◇ 告 示 字の区域の新設等
- 土地改良法による換地計画の適否の決定 (三件)
- 土地改良法による換地処分
- 災害危険区域の指定
- 計量器の定期検査の実施

告 示

鳥取県告示第七百六号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第

四項の規定による八東地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

大字皆原字森ノ上

同上の区域 (昭和五十六年一月三十日現在の地番による。)

大字皆原字大開一の一、一一の二の一部、一一の三の一部、一三から一五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字芝木一九から二一まで、二二の二の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字皆原字隈田二八の一部、二九、三〇の一部、三一の二から三一の四までの一部、三六の一部、三七の一部、三八、三八の一、三九、四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字半ノ田一九一の二の一部、一九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字砂田一九三の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字向河原四〇五の一部、四〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字皆原字宮田

大字皆原字芝木二七の一部及びこれと一体をなす国有地、大字皆原字隈田二八の一部及び三〇の一部、大字皆原字半ノ田一八九の一部、一九一の一、一九一の二の一部、一九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字砂田一九二の一、一九二の二、一九三の一部、一九三の一、一九五から一九八までの一部、一九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字森ノ下モ二二七の一部、二二八の一の一部、二二八の二の一部、二二九の一部、二

<p>大字皆原字下中 河原</p>	<p>三〇〇の一部、二二二の一部、二二三、二三四の一部、二三五の一部、二二六から二三八まで、二二九の一、二二九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字上中川二四〇、二四一、二四二の一、二四二の二の一部、二四二の二の一部、二四三の二、二四三の三の一部、二四四、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字皆原字下中川二四七の一部、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字皆原字上中河原二〇四の一部、二〇五、二〇六、二〇七の一部、二〇八、二〇九、二〇九の二から二〇九の四まで、二一〇の二から二一〇の三まで、二一一の二から二一一の三まで、二一二、二二三の二から二二三の三まで、二二三次一、二二四の一部、二二四の二、二二四の二、二二五、二二六の二、二二六の二、二二七の二から二二七の三まで、二二八、二二九の一部、二二九の二の一部、二一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字森ノ下モ二二九の一部、二二九の一及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字向河原三四六の一部、三四七の二の一部、三四七の二、三四八、三四九の一部、三四九の五の一部、三四九の一〇、三四九の一三、三四九の二四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字徳丸字下中河原二二九の二の一部、二二九の二の一部、二四〇の一部、二四一の一部、二四二、二四二の二、二四三、二四三の二、二四四の八、二四五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字皆原字桑木原二六〇の一部、二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字下中河原二二六から二二八までの一部、三三〇の一部、三三一、三三二、三三三の二、三三三の二、三三三の三の一部、三三三の三の一部、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字下手</p>

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>前河原三三四、三三五の一部、三三九の一部、三四〇の一部、三四一、三四二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字皆原字中瀬三六三の二の一部、三六四の一部、三六六の二、三六六の二、三六七の一部、三六九の二、三六九の二、三六九内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字井手口三七〇、三七一、三七二の二、三七二の二、三七三の二、三七三の二の一部、三七四の一部、三七五の二、三七五の二、三七六の二、三七六の二、三七七から三七九まで、三八〇の二から三八〇の三まで、三八一の一部、三八二の一部、三八三の二の一部、三八四、三八五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字堂免四一九の二、四二〇、四二一の四、四二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字皆原字岸添四四〇の二の一部、四四一の二の一部、四四二の二の一部、四四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字皆原字ホキノ前</p>	<p>同上の区域(昭和五十六年一月三十日現在の地番による。)</p> <p>大字皆原字ホキノ前のうち一の一、二の二、二の六、四の一、五、六の一、六の六、六の一〇、七の二から七の四まで、八、九、九の一、一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字皆原字大開</p>	<p>大字皆原字大開のうち一の一、一の一の二の一部、一の一の三の一部、一三から一五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字皆原字ホキノ前一の一、二の二、二の六、四の一、五、六の一、六の六、六の一〇、七の二から七の四まで、八、九、九の一、一〇及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字隈田三三の一から三三の四までの一部、三三、三三の二、三三の二、三三の二、三四の一から三四の三まで、三五の一、三五の二、三六の一部、</p>

<p>三七の一部、四〇の一部、四一及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字上ケ市四八の二、四九の一、五〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字前田一七七の一の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字半ノ田一七九の一部、一八九の一部、一九〇の一部、一九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字向河原四〇二の一、四〇二の二、四〇二の四、四〇五の一の一部、四〇五の二の一部、四〇五の三、四〇五の四、四〇五の七、四〇五の八及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地の一部 大字皆原字上ケ市のうち四八の二、四九の一、五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字皆原字前田のうち一七四の八、一七五の一、一七五の二、一七五の六、一七五の九、一七七の一、一七八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字皆原字芝木のうち一九から二二まで、二二の二の一部、二二の二の一部、二三、二四の一部、二五の一部、二六、二七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字皆原字砂田一九三の一部、一九四の一部、一九四の二、一九五から一九八までの一部、一九八の一部、一九八の二、一九九、二〇〇、二〇一の一部、二〇一の二、二〇二、二〇三、二〇三の二、二〇三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字上手前河原二〇四の一部、二〇四の二、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字森ノ下モ二二九の一部、二三〇の一部、二三一、二三二の一部、二三四の一部、二三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字徳丸字上中河原二二〇、二二一の二から二二二の五まで、二二二、二二三、二二四の一部、二二四の二、二二五の三、二二六の三、二二八の二から二二八の四まで、二二八の七、二二九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字徳丸字下中河原二三〇、二三一の二、二三一の三、二三二から二三六まで、二三七の二から二三七の三まで、二三八、二三九の二の一部、二三九の二の一部、二四〇の一部、二四一の一部、二四五の二から二四五の三まで、二四五の四の一部、二四五の五、二四六の二、二四七の二、二四七の五、二四九の二、二五〇、二五一の二及び</p>	<p>大字皆原字半ノ田のうち一七九の一部、一八四の二の一部、一八九の一部、一九〇の一部、一九一の一部、一九一の二の一部、一九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字皆原字前田一七四の八、一七五の一、一七五の二、一七五の六、一七五の九、一七七の一、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字上中川二四二の一部、二四二の二の一部、二四三の二、二四三の三の一部、二四三の四、二四五の一部、二四六及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字皆原字下モ中川二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字皆原字芝木のうち一九から二二まで、二二の二の一部、二二の二の一部、二三、二四の一部、二五の一部、二六、二七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字皆原字砂田一九三の一部、一九四の一部、一九四の二、一九五から一九八までの一部、一九八の一部、一九八の二、一九九、二〇〇、二〇一の一部、二〇一の二、二〇二、二〇三、二〇三の二、二〇三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字上手前河原二〇四の一部、二〇四の二、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字森ノ下モ二二九の一部、二三〇の一部、二三一、二三二の一部、二三四の一部、二三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字徳丸字上中河原二二〇、二二一の二から二二二の五まで、二二二、二二三、二二四の一部、二二四の二、二二五の三、二二六の三、二二八の二から二二八の四まで、二二八の七、二二九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字徳丸字下中河原二三〇、二三一の二、二三一の三、二三二から二三六まで、二三七の二から二三七の三まで、二三八、二三九の二の一部、二三九の二の一部、二四〇の一部、二四一の一部、二四五の二から二四五の三まで、二四五の四の一部、二四五の五、二四六の二、二四七の二、二四七の五、二四九の二、二五〇、二五一の二及び</p>	<p>大字皆原字森ノ下モのうち二二七の一部、二二八の一部、二二八の二の一部、二二八の二の一部、二二九の一部、二二九の二、二三〇から二三八まで、二三九の二、二三九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字皆原字上手前河原二一四の一部、二一九の一部、二一九の二の一部、二一九の三の一部、二二〇及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字下モ中川二四七の一部、二四八、二四九の一部、二五〇の一部、二五一、二五二の一部、二五三、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字桑木原二五八の一部、大字皆原字下手前河原三三五の一部、三三六の一部、三三六の二の一部、三三七の一部、三三八の一部及び</p>

<p>これらと一体をなす国有地並びに大字皆原字向河原三四六の一の一部及び三四六次一の一部</p>	<p>大字皆原字広田 大字皆原字広田のうち二六六の一の一部、二六六の二の一部、二六六の三、二七一の一の一部、二七二の一の一部、二七三の一の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字皆原字半ノ田一八四の二の一部並びに一八四の一及び一八四の二と一体をなす国有地の一部、大字皆原字上中川二四六と一体をなす国有地の一部、大字皆原字下モ中川二四九の一部、二五〇の一部、二五二の一部、二五四の一部、二五五の一、二五五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字桑木原二五六の一部、二五七、二五八の一部、二五九の一、二五九の二、二六〇の一部、二六一の一部、二六二、二六三の一、二六三の二、二六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字下モ河原三二五の一の一部、三二六の一部、三三三の一部、三三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字皆原字下手前河原三三五の一部、三三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字皆原字大田 大字皆原字大田の全域、大字皆原字桑木原二五六の一部、二六四の一部、二六五、二六五の一及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字広田二六六の一の一部、二六六の二の一部、二六六の三、二七二の一の一部、二七三の一の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字小中河原三一七の一、三一八の一、三一九、三二〇の一、三二〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字下モ河原三二二から三二四まで、三二五の一の一部、三二五の二、三二六から三二八までの一部、三二九、三三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字皆原字井手口三八一の一部、三八二の一部及び三八三の一の一部</p>		
<p>大字皆原字小中河原 大字皆原字小中河原のうち三一七、三一七の一、三一八、三一八の一、三一九、三二〇、三二〇の一、三二〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字皆原字若宮 大字皆原字若宮の全域、大字皆原字小中河原三一七の一部、三一八、三二〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字皆原字八幡ノ下タ三八六から三八八までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字皆原字向河原 大字皆原字向河原のうち三四六の一の一部、三四六次一の一部、三四七の一の一部、三四七の二、三四八、三四九の一部、三四九の五の一部、三四九の一〇、三四九の一三、三四九の一四、三五〇の八の一部、三五二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字皆原字下手前河原三三五から三四〇までの一部、三四二の一部、三四三、三四四の一、三四四の二、三四五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字皆原字中瀬三五九の二、三六三の一の一部、三六三の二の一部、三六四の一部、三六五、三六七の一部、三六八、三六九内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字皆原字中瀬 大字皆原字中瀬のうち三五四の二、三五五から三五七まで、三五七の一、三五七の二、三五八の一、三五九の一、三五九の二、三六〇の一、三六〇の二、三六三の一、三六三の二、三六四、三六五、三六六の一、三六六の二、三六七、三六八、三六九の一、三六九の二、三六九内第一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字皆原字八幡ノ下タ 大字皆原字八幡ノ下タのうち三八六の一部、四〇一の一部並びに三八六から三八八までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字皆原字八幡ノ下モ</p>	<p>大字皆原字八幡ノ下モの全域、大字皆原字小中河原三一七の一部、大字皆原字井手口三八〇の四から三八〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字八幡ノ下タ三八六の一部、四〇一の一部並びに大字皆原字堂免四一七の一、四一七の二、四一八の一、四一八の二、四一九の二から四一九の五まで、四二一の一から四二一の三まで、四二一の五、四二二の一から四二二の三まで、四二二の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>ナ 大字皆原字山ハ</p>	<p>大字皆原字山ハナの全域、大字皆原字向河原三五〇の八の一部及び三五二の二、大字皆原字中瀬三五四の二、三五五から三五七まで、三五七の一、三五七の二、三五八の一、三五九の一、三六〇の一、三六〇の二、三六三の一の一部、三六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字井手口三七三の二の一部、三七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字皆原字堂免四二二の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字皆原字岸添四三八の一から四三八の四まで、四三九、四三九の一、四四〇、四四〇の一の一部、四四〇の二、四四一の一の一部、四四一の二、四四一の三、四四二の一、四四二の二の一部、四四三、四四三の一の一部、四四四、四四五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字島字向河原</p>	<p>大字島字向河原のうち四〇二の一、四〇二の二、四〇二の四、四〇五の一から四〇五の四まで、四〇五の七、四〇五の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字徳丸字上中河原</p>	<p>大字徳丸字上中河原のうち二二〇、二二二の一から二二二の五まで、二二二、二二三、二二四の一、二二四の二、二二五の三、二二六の三、二二八の二から二二八の四まで、二二八の七、二二九及びこれらと一体をなす国有地以外の</p>

<p>大字徳丸字下中河原</p>	<p>区域 大字徳丸字下中河原のうち二二〇、二二二の一、二二二の二、二二三から二二六まで、二二七の一から二二七の三まで、二二八、二二九の一、二二九の二、二四〇から二四二まで、二四二の二、二四三、二四三の一、二四四の八、二四五の一から二四五の五まで、二四六の二、二四七の一、二四七の五、二四九の一、二五〇、二五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字皆原字農田、大字皆原字砂田、大字皆原字上中川、大字皆原字下中川、大字皆原字桑木原、大字皆原字下モ河原、大字皆原字下手前河原、大字皆原字堂免及び大字皆原字岸添</p>
<p>鳥取県告示第七七七号 昭和五十六年七月十三日付けで倉吉市下大江一八三番二地東鴨土地改良区から申請のあつた広瀬地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。</p>	
<p>昭和五十六年八月四日 鳥取県知事 平 林 鴻 三 縦覧に供する書類</p>	

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八号

昭和五十六年七月二日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区落合工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九号

昭和五十六年七月二日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区清水川工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八東地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百一十号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二条一項の規定により災害区域として次の区域を指定する。

その関係図書は、鳥取県土木部建築課並びに各管轄土木出張所及び鳥取市役所、倉吉市役所又は溝口町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

湖山町南一丁目第二地区災害危険区域

2 区域

鳥取市湖山町南一丁目三二三番地、三二四番地、三一五番地、三一

二 名称

古川沢地区災害危険区域

2 区域

倉吉市古川沢字仏ノ前五二番地、字女男岩四二三番地の一部、四二三番地二、四二四番地一、四二四番地二及び四二五番地、字古屋敷五三番地次一、五五番地一、五五番地二、五六番地、五八番地、五九番

六番地、三一七番地、三一八番地、三一九番地、三二〇番地、三二一番地、三二二番地、三二三番地、三二四番地、三二五番地、三二六番地、三二七番地、三二八番地、三二九番地、三三〇番地、三三一番地、三三二番地、三三三番地、三三四番地一、三三四番地三、三三五番地、三三六番地、三三七番地、三三八番地、三三九番地、三四〇番地、三四一番地、三四二番地、三四三番地、三四四番地、三四五番地、三四六番地、三四七番地、三四八番地、三四九番地、三五〇番地、三五一番地、三五二番地、三五三番地、三五四番地、三五五番地、三五六番地、三五七番地、三五八番地、三五九番地、三六〇番地、三六一番地、三六二番地、三六三番地、三六四番地、三六五番地、三六六番地、三六七番地、三六八番地、三六九番地、三七〇番地、三七一番地、三七二番地、三七三番地、三七四番地、三七五番地、三七六番地、三七七番地、三七八番地、三七九番地、三八〇番地、三八一番地、三八二番地、三八三番地、三八四番地、三八五番地、三八六番地、三八七番地、四〇九番地、四一〇番地、四一一番地、四一二番地の一部、四一三番地、四一四番地、四一五番地の一部、四一六番地、四一七番地の一部、四一八番地、四二〇番地一、四二〇番地二、四二一番地、四二二番地、四二三番地、四二四番地、四二五番地、四二六番地、四二七番地、四二八番地、四四四番地の一部、四四五番地の一部及び四四六番地並びにこれらと一体をなす国有地

地、六〇番地、六一番地、六二番地、六三番地、六四番地、六五番地、六六番地、六六番地一、六七番地、六八番地、六九番地及び八二番地、字前田二三六番地、二三七番地、二四〇番地、二四五番地、二四六番地、二四九番地、二五〇番地、二五一番地及び二五一番地一、字奥谷二七一番地、二七二番地、二七三番地、二七四番地、二七五番地、二七六番地、二七七番地、二七七番地次一、二七八番地、二七九番地、二七九番地三、二七九番地六、二七九番地内一、二八〇番地、二八一番地一、二八一番地二、二八二番地、二八三番地一、二八四番地、二八五番地、二八六番地、二八七番地、二八七番地次一、二八八番地、二八九番地、二九六番地一、二九六番地二及び二九七番地、字堂ノ空四二九番地二、四三〇番地一、四三〇番地内一次一、四三〇番地二、四三〇番地三、四三〇番地四、四三〇番地七、四三〇番地八、四三一番地一、四三一番地二、四三二番地、四三三番地一の一部、四三三番地二、四三六番地六、四三七番地、四三八番地一、四三八番地二、四三九番地、四四〇番地、四四一番地一、四四一番地二、四三六番地二の一部及び四四二番地、字屋敷廻二〇二番地内第二、二〇四番地、二〇五番地、二〇六番地、二一〇番地及び五二一一番地並びに字荒神平四七番地及び四七六番地並びにこれらと一体をなす国有地

三 1 名称

余戸谷町地区災害危険区域

2 区域

倉吉市余戸谷町字四十二丸三五九五番地一の一部、三六〇七番地一、三六〇七番地三、三六〇七番地四、三六〇七番地五、三六〇七番地六、三六〇七番地七、三六〇七番地八、三六〇七番地九、三六〇七番地一

四 1 名称

船越地区災害危険区域

2 区域

日野郡溝口町大字船越字新次郎田一四四番地、一四五番地、一四六番地、一四七番地、一四八番地一、一四八番地二、一四九番地一、一四九番地二、一五一番地一、一五一番地三、一五二番地、一五三番地、一五四番地及び一五五番地、字墓ノ上一二〇番地、一二一番地、一二二番地、一二三番地及び一二四番地、字墓ノ元一八番地及び一一九番地、字江戸谷五一番地、五二番地、五三番地、五四番地、五五番地、五六番地、五七番地、五八番地、五九番地一、五九番地二、六〇番地、六一番地一、六一番地二、六二番地二及び六三番地、字家ノ上へ、四四番地一、四四番地三、四五番地、四六番地、四七番地、四八番地、四九番地及び五〇番地、字屋敷二八番地一、二九番地一、二九番地三、三〇番地一、三一番地一、三二番地、三三番地、三四番地、三五番地、三六番地、三七番地、三八番地、三九番地、四〇番地、四一番地、四二番地及び四三番地一並びに字前田二六番地及び二七番地並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第七百十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十六年九月七日	午前十時から午後三時まで	米子市	米子市立福原中学校
昭和五十六年九月八日	"	"	米子市住吉公民館
昭和五十六年九月九日	"	"	米子市義方公民館
昭和五十六年九月十日	"	"	米子市就将公民館
昭和五十六年九月十一日	"	"	鳥取県立米子図書館
昭和五十六年九月十七日	"	"	米子市立啓成小学校
昭和五十六年九月十八日	午前九時三十分から午前十時三十分まで	"	国立米子病院
"	午前十一時から正午まで	"	労働福祉事業団 山陰労災病院
"	午後一時から午後二時三十分まで	"	鳥取大学医学部附属病院

昭和五十六年九月二十五日 午前十時から午後三時まで

鳥取県立米子図書館